

総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(第 21 回)
議事概要(案)

平成 22 年 6 月 30 日(水)14:00~16:45

総務省第 2 庁舎特別会議室

- 1 総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(第 20 回)の議事概要の確認を行い、(案)のとおり了承された。
- 2 独立行政法人平和祈念事業特別基金の自己評価調書(平成 21 年事業年度)について基金からヒアリングを行い、評価委員からおおむね次のような意見が表明された。
 - ・ 我々分科会委員が国民に対して説明する場合にも、胸を張って、これは「AA」とか「A」、逆にこれは「C」ではないというように、分科会委員としてきちんと理解した上で説明できる形にすべき。そういう形にしないと、分科会がきちんと機能しているのかという話も出てくる。
 - ・ セクシャルハラスメントについては、それ自体が人権侵害であることの周知、予防、発生したときの適切な対応と救済は事業主の義務であるから、役職員を含めて基金の構成員に周知徹底すべき。就業規則にセクシャルハラスメントをしないことと、やったときには就業規則違反として懲戒の対象になるということまで周知しないと、徹底できない。
 - ・ これから資料は総務省で保存・保管という形になるが、丁寧な保存の仕方をお願いしたい。
 - ・ 特別記念事業の標準期間の設定について、達成目標に対する実施結果欄には「『B』と判断せざるを得なかった」という文章があるが、この欄に書くべきか、評価結果の説明欄に書くべきか整理したほうがよい。
 - ・ 書状贈呈事業及び認定原議の電子化については、達成目標が消えてしまったのであるから、当該項目の評価に関しては評価不能になるのではないか。
 - ・ 内部統制・ガバナンス強化について、政策評価・独立行政法人評価委員会

から示されている「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」に沿ってより具体的な記述を書き加えてはどうか。

なお、今後の評価作業については、分科会長が分科会長代理等と相談の上、評価調書の原案を作成し、次回の分科会に諮ることです承された。

- 3 シベリア抑留者特措法及び同法施行に伴う諸準備について事務局から説明があった。

以上